平成２０年（フ）第３４０号
鳥取県西伯郡大山町御来屋633番地１
債務者　湯谷　忠邦
１　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０４号
鳥取県西伯郡大山町御来屋633番地１
債務者　石谷　敬尚
１　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０９号
鳥取県西伯郡大山町押平156番地
債務者　古村　貴子
１　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５１号
松江市天神町59番地29　レオパレスＰｏｗｅｒＬｏｖｅ305号室
債務者　木村　　猛
１　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５３号
松江市淞北台13番13号
債務者　松尾　靖子
１　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２６号
広島県江田島市江田島町鷲部１丁目38番20号
債務者　新家　成郎
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３０号
広島県竹原市竹原町2904番地
債務者　亀井謙一郎
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３４号
広島県呉市東中央１丁目12番８号
債務者　三浦　希代
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３６号
広島県呉市宮原５丁目２番２号
債務者　福本　定昭
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３７号
広島県呉市広大新開３丁目２番23号
債務者　ワキデンこと　脇田　健二
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３８号
広島県呉市焼山松ヶ丘１丁目11番８号
債務者　新川　弘美
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１４０号
広島県呉市天応西条３丁目９番８号
債務者　浜屋こと　浜崎　　聡
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１４１号
広島県呉市阿賀北６丁目15番16―503号
債務者　遠崎　将吾
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１４５号
広島県江田島市能美町中町1462番地
債務者　藤本　壽子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１４６号
広島県呉市西愛宕町６番16号
債務者　赤田　直行
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１４７号
広島県呉市広中新開２丁目12番45号、住民票上の住所広島県呉市広古新開８丁目11番42―101号
債務者　住吉　浩治
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４０１号
愛媛県松山市土居田町147番地１　サンテラス土居田Ｂ―203号
債務者　山田　佳伯
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
愛媛県松山市南梅本町1095番地４
債務者　落合　一也
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松山地方裁判所